

**「個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック」簡易版 第26章**

個人情報保護監査研究会

**第26章 プライバシーマーク認定後の維持・運用のポイント**

プライバシーマークの認定を受けたことで、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）が完成しました。しかし、PMSの維持・運用は、資格認定を受けてからがスタートです。

**26.1 PMSの維持・運用**

構築したPMSを維持・運用するポイントは以下のとおりです。

**26.1.1 個人情報保護体制の維持**

個人情報保護管理者、監査責任者、教育責任者、苦情対応窓口責任者、情報システム管理者等が不在にならないよう、組織変更、人事異動、退職等が予定されている場合は、速やかに任命し、引き継ぎを行ってください。

**26.1.2 PMS年間計画書に基づいた運用**

個人情報管理台帳の見直し、リスク分析表の見直し、法令等の改廃確認、委託先の再評価、定期教育の実施、運用の確認、定期監査の実施、代表者による見直し等、PMS年間計画書に基づいて実施してください。2年後のプライバシーマーク更新審査では、PMS運用が計画どおり実施されているかが、審査の対象となります。

各種記録には、実施日や報告日、承認日等の日付、承認印やサインなどの証跡が必要です。

**26.1.3 内部規程の見直し**

PMSの運用の積み重ねを行い、点検、是正、見直しの結果を内部規程に着実に反映して、PMSの継続的改善を図ることが重要です。

**26.2 付与機関、指定機関による実態調査等****26.2.1 指定機関による更新審査**

プライバシーマーク認証取得以降、2年毎の更新審査においてPMSの運用状況を確認します。

**26.2.2 付与機関、指定機関による実態調査**

JIPDECなどの付与機関や指定機関は、プライバシーマーク制度に対する社会からの信頼を維持するために、認定事業者に対して立ち入り調査を求めることがあります。

**26.2.3 改善の勧告及びプライバシーマークの認定取消し**

プライバシーマーク制度の運用に問題があった認定事業者に対し、プライバシーマーク制度委員会における審議に基づいて、改善の勧告・要請がなされ、それに従わない事業者に対しては、プライバシーマーク付与認定の取り消しとなる場合があります。

日々の着実な積み重ねによって、PMSを維持・運用していただきますよう、お願い致します。

以上

「個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック」簡易版 [目次へ](#)

個人情報保護監査研究会 <http://www.saa-j.or.jp/shibu/kojin.html>